

議案第9号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1) (2) に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
(2) <u>平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間</u> (以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間 (第55条第1項の表(2)に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む)	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割	100分の5

改 正 前

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
(1) (2) に掲げる法人税割以外の法人税割		100分の5
(2) <u>平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間</u> (以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間 (第55条第1項の表(2)に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む)	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の5.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割	100分の5

む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。）		
-------------------------------	--	--

2～6 略

む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。）		
-------------------------------	--	--

2～6 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例第40条第1項の規定は、平成19年4月1日以後に終了する各事業年度分及び各計算期間分の法人税割並びに同日以後の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下同じ。）について適用し、同日前に終了した各事業年度分及び各計算期間分の法人税割並びに同日前の解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割については、なお従前の例による。